

第16回中小企業団体ゴルフ大会開催

10月2日(火)、秋田市の「秋田カントリークラブ」において、第16回中小企業団体ゴルフ大会を開催しました。本大会は、本会会員並びに関係機関相互の交流促進を目的に、今年も多く組合や企業から協賛を頂いて開催しました。

当日は、天候にも恵まれ、全県から集まった32名の参加者が自慢の腕を競い合いました。

プレーの結果、秋田県稲庭うどん協同組合の佐藤正明理事長(有限会社佐藤養助商店代表取締役)が、ネット72.2で優勝しました。

また、プレー終了後の表彰式では、参加者がお互いの健闘を讃え合い、親睦を深めました。



【大会の様子】



【優勝者 佐藤正明氏】

【結果】

優勝	佐藤正明氏	(秋田県稲庭うどん協同組合)
準優勝	藤原勇夫氏	(秋田市個人タクシー協同組合)
第3位	佐藤充夫氏	(秋田県鳶土木事業協同組合)
BG賞	森田真澄氏	(男鹿南秋生コンクリート協同組合) 75

第2回ボランティア活動を実施

～雄物川河口海岸線クリーンアップに参加～

10月13日(土)、本会職員にとって第2回目となるボランティア活動を行いました。

今回は、秋田市新屋の雄物川河口海岸線のクリーンアップに参加しました(主催：NPO法人秋田パドラーズ)。当日は、秋田市在住の桂三若さん(よしもと芸人)も駆けつけ、海風に混じって時折冷たい秋雨が吹き付ける中、参加者、スタッフを合わせ、約300名が分散して海岸線の清掃活動に取り組みました。主催者によると、雄物川河口の海岸も、以前に比べるとゴミが少なくなったとのことですが、ペットボトル、タイヤなどが2tトラックに取りきれないほど集められました。

砂浜には木くずや破損した瓶など危険なものもあり、きれいな海岸を維持するために、継続した清掃活動の必要性を感じる体験となりました。



【高橋専務理事(後列右から4番目)を筆頭に20名が参加】

組合相談コーナー 定款・規約の改正について

Q 定款や規約の変更を行う場合はどのような手続きが必要ですか。また、その際の注意事項についても教えてください。

A 定款変更を行うには、総会での特別議決(総組合員の半数以上が出席し、その議決権の2/3以上の賛成を得る議決)が必要となります。そのためには、まず事前に理事会で慎重に協議しておくことが重要です。また、総会においても、組合員に対して十分に説明してください。

総会で議決されたら、総会議事録と併せて定款変更認可申請書を所管行政庁に提出します。(行政庁によって提出部数が異なったり、袋綴じが必要な場合もありますので、まずは本会にご提出ください。内容を確認後、本会より行政庁に提出致します。)

行政庁や変更内容にもよりますが、提出後約1～2週間程度で行政庁から認可書が届きます。これにより変更した定款の効力(認可書到達日)が発生します。また、事業や地区の変更等の場合は秋田地方務局(本局)への変更登記が必要となります。

なお、定款変更の内容によっては、行政庁との事前協議が必要な場合もありますので、本会にご相談いただくことをおすすめします。

規約の変更については、共済事業を実施している一部の組合を除いて、行政庁の認可を必要としないので、総会での普通議決で足りります。

ここで、定款・規約の改正について今一度確認してみましょう。
次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。

- 1 組合の「定款」も「規約」もその制定・改廃は、総会の特別議決事項である。
- 2 総会の特別議決で定款を変更した場合、変更事項によっては所管行政庁の認可を経ずに、可決時点でその効力を発する。
- 3 組合の「規約」は軽微な変更も含めすべて総会の議決事項である。

※回答は10ページに掲載しています。

